



神奈川県

KANAGAWA

エネルギーの地産地消に取り組む

# 「かなエネサポーター」

神奈川県でエネルギーを創って使おう! を募集します!



## かなエネサポーターとは

県では、平成26年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、太陽光発電などの分散型電源の導入拡大に取り組んでいます。その一環として自家消費型再生可能エネルギー発電設備やガスコージェネレーションを設置して、エネルギーの地産地消に取り組む事業者を「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者(愛称:かなエネサポーター)」として認証する制度を新たに創設し、分散型電源の普及を促進することとしました。



# 神奈川県エネルギー地産地消推進事業者認証制度

(愛称:かなエネサポーター)

## 認証のメリット

- 1 認証書及び認証ステッカーを交付するとともに、認証事業者名を、県のホームページや印刷物等で積極的にPRします。
- 2 認証マークを広告、商品等に掲示することができますので、CO<sub>2</sub>の削減や災害時のBCP(業務継続計画)に取り組み、エネルギーを地産地消する認証事業者であることを対外的に明示することができます。
- 3 株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」を利用することができます(認証を受けるために、設備を設置する事業者も利用が可能)。  
※詳しくは、商工中金のホームページ(<https://www.shokochukin.co.jp>)をご覧ください。
- 4 特に優れた事業者については、県が「かながわ地球環境賞 かながわスマートエネルギー計画部門」に推薦します。

## 認証の対象

県内で次のいずれかの自家消費型発電設備を設置<sup>(※1)</sup>して、保有している<sup>(※2)</sup>事業者を認証します。

1. 自家消費を目的とする再生可能エネルギーによる発電設備(発電出力10kW以上)
2. ガスコージェネレーション(発電出力100kW以上)

※1 認証対象となる設備を設置する日までに、県内に現に事務所を有して事業を行ってればよく、応募時点で県内に設備を設置していることは必須ではありません。

※2 「保有している」とは、「再生可能エネルギーで発電した電力を自家消費していること」又は「ガスコージェネレーションで発電した電力を使用していること」とし、設備の所有は必須ではありません。

## 応募方法

詳しくは…県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/ene-support/index.html>

かなエネサポーター

検索

